

【表紙】

【発行登録番号】	25 - 近畿 2
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成25年 8月30日
【会社名】	鴻池運輸株式会社
【英訳名】	Konoike Transport Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鴻池 忠彦
【本店の所在の場所】	大阪市中央区備後町二丁目 6番 8号
【電話番号】	06 (6271) 4600 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務経理本部本部長 中谷 光弘
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区備後町二丁目 6番 8号
【電話番号】	06 (6271) 4600 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務経理本部本部長 中谷 光弘
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（平成25年 9月 7日）から 2年を経過する日（平成27年 9月 6日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 0円（注）1 104,000,000円（注）2 （注）1 新株予約権証券の発行価額の総額であります。 2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額を記載しております。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2番 1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	未定(注)1
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。(注)2
申込単位	該当事項はありません。(注)2
申込期間	該当事項はありません。(注)2
申込証拠金	該当事項はありません。(注)2
申込取扱場所	該当事項はありません。(注)2
割当日	該当事項はありません。(注)2、(注)3
払込期日	該当事項はありません。(注)2
払込取扱場所	該当事項はありません。(注)2

- (注)1 新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議において当社取締役会が別途定める一定の日(以下「基準日」といいます)における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式(但し、当社の有する当社普通株式を除きます)1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当てをします。
- 2 新株予約権の無償割当てが行われるため、申込手数料、申込単位、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、割当日、払込期日、及び払込取扱場所はありませぬ。
- 3 新株予約権の無償割当ての効力発生日は、当社取締役会において別途定めます。

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	鴻池運輸株式会社 普通株式 単元株式数 100株 完全議決権付株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
新株予約権の目的となる株式の数	未定（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1円（注）2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	未定
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	未定
新株予約権の行使期間	未定（注）3
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	未定
新株予約権の行使の条件	未定（注）4
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	未定（注）5、（注）6
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	未定

（注）1 各新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とします。

- 2 各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社の普通株式1株当たりの金額は金1円とします。
- 3 新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとします。
- 4 新株予約権の行使の条件は当社取締役会において別途定めるものとします（なお、当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の 大規模買付者（注）7、 大規模買付者の共同保有者（注）8、 大規模買付者の特別関係者（注）9、及び 乃至 の者が実質的に支配し、 乃至 の者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等（以下「例外事由該当事者」といいます）による権利行使は認められないとの行使条件を付すこともあり得ます）。
- 5 当社は、当社取締役会において定める一定の事由が生じること又は一定の日が到来することのいずれかを条件として、当社取締役会の決議に従い、新株予約権の全部又は例外事由該当事者以外の新株予約権者が所有する新株予約権についてのみを取得することができる旨の取得条項を当社取締役会において付すことがあり得ます。また、この取得条項を付す場合には、例外事由該当事者以外の新株予約権者が所有する新株予約権を取得するときは、これと引換えに、当該新株予約権者に対して当該新株予約権1個につき予め定める数の当社普通株式（以下「交付株式」といいます）を交付し、例外事由該当事者に当たる新株予約権者が所有する新株予約権を取得するときは、判例等に照らして相当である場合には、これと引換えに、当該新株予約権者に対して当該新株予約権1個につき交付株式の当該取得時における時価に相当する価値の現金、債券、社債若しくは新株予約権付社債その他の財産、又は当該新株予約権に代わる新たな新株予約権（これらの全部又は一部を当社普通株式に代えることもあり得ます）を交付する旨の定めを設ける場合があります。
- 6 株主総会において大規模買付者の買収提案について普通決議による賛同が得られた場合、 独立委員会の全員一致による決定があった場合、 その他当社取締役会が別途定める場合には、当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。
- 7 大規模買付行為（注）10を行おうとし、又は現に行っている者をいいます。

- 8 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項により共同保有者とみなされる者を含みます(当社取締役会が合理的にこれに該当すると認めたものを含みます)。
- 9 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、共同保有者及び契約金融機関等(注)11は、当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。
- 10 当社が発行者である株券等(注)12に関する当社の特定の株主の株券等保有割合(注)13が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得(注)14、当社が発行者である株券等(注)15に関する当社の特定の株主の株券等所有割合(注)16とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得(注)17、又は当社の特定の株主が当社の他の株主との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当することとなるような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が事実上共同ないし協調して行動する関係(注)18を樹立する行為(注)19(但し、当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合が20%以上となる場合に限り)のいずれかに該当する行為(但し、当社取締役会が予め承認した行為を除きます)又はその可能性のある行為をいいます。
- 11 当社の特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当社の特定の株主の公開買付代理人及び主幹事証券会社をいいます。
- 12 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
- 13 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、()特別関係者、及び()契約金融機関等は、当該特定の株主の共同保有者とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
- 14 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。
- 15 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本において同じとします。
- 16 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
- 17 買付けその他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。
- 18 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が事実上共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。
- 19 本所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に行うものと致します。なお、当社取締役会は、本の要件に該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において、当社の株主に対して下記第3の1.(3)(b)及び(c)記載の情報に準じた情報を提供して頂くよう要請することがございます。

(3)【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

新株予約権の無償割当てが行われるため、新株予約権の発行による手取金は発生しません。新株予約権の行使による払込みは、新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使による払込みの手取金の額は未定です。

(2)【手取金の使途】

未定

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【その他の記載事項】

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の導入について

当社は、本日開催の当社取締役会において、下記のとおり、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本プラン」といいます）を導入することにつき決議を行い、あわせて本プランの導入に関する承認議案を平成26年6月に開催予定の当社第74回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます）に提出することを独立役員に該当する社外取締役を含む全取締役の賛成により決定の上、本日付けで公表致しました。なお、本プランの導入を決定した当社取締役会に出席した監査役3名（社外監査役1名を含みます）は、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プラン導入に賛成する旨の意見を述べていると共に、欠席した監査役1名からも本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プラン導入に賛成する旨の連絡を受けております。

本プランは、本日付けで効力を生じるものとしませんが、本定時株主総会において上記承認議案につき、株主の皆様のご承認が得られなかった場合には、本プランは、直ちに廃止されるものとします。

なお、今後、会社法、金融商品取引法並びにそれらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等（以下、総称して「法令等」といいます）に改正（法令等の名称の変更や従前の法令等を継承する新たな法令等の制定を含みます）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものと致します。

1. 本プランの内容について

(1) 本プラン導入の目的について

当社は、当社の総議決権の20%に相当する株式（以下「支配株式」といいます）の取得を目指す者（以下「買収者」といいます）に対して、場合によっては何らかの対応措置を講ずる必要が生じ得るものと考えますが、上場会社である以上、買収者に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものであると考えております。

しかしながら、株主の皆様適切な判断を行って頂くためには、その前提として、当社固有の事業特性や当社並びにその子会社及び関連会社（以下「当社グループ」といいます）の歴史を十分に踏まえて頂いた上で、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切に把握して頂くことが必要であると考えます。そして、買収者による当社の支配株式の取得が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、買収者から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様適切な判断を行って頂くためには、当社固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報及び当該買収者による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当社取締役会による新たな提案を踏まえて頂くことが必要であると考えます。

したがって、当社と致しましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討して頂くための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えております。

以上の見地から、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に定義されるものをいい、以下「本基本方針」といいます）を踏まえ、()大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、()当社取締役会が独立委員会（下記(2)(d)に定義されます。以下同じ）の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等（以下「代替案」といいます）を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、()株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって本基本方針に照らして不適切な者（具体的には、当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者並びにその共同所有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質

的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等をいい、以下「例外事由該当者」と総称します)によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、本プランの導入が必要であるとの結論に達しました。

本プランは、下記(3)(e)() のとおり、大規模買付者による大規模買付行為に対する対抗措置の発動に際して、原則として株主の皆様のご意思を確認するものであるため、本プランの導入に際して株主総会の承認を得ることは必ずしも必要ではないと考えております。しかしながら、当社取締役会は、株主の皆様のご意思を尊重する観点から、本プランの導入後最初に開催される予定の本定時株主総会において、本プラン導入につき株主の皆様のご賛否を問い、本プランの導入が否決された場合には本プランを廃止することと致しました。

以上の理由により、当社取締役会は、本定時株主総会において、本プランの導入に関する承認議案を付議することを通じて、株主の皆様のご意思を確認させて頂くことを予定し、株主の皆様のご賛同が得られなかった場合には、その時点で本プランは廃止されるという条件の下で、本日付けで本プランの導入を決定致しました。

なお、本日現在、当社株式について具体的な大規模買付行為は認識しておりません。

(2) 本プランの概要

(a) 本プランに関する株主意思の確認

当社は、本プランに基づく対抗措置の発動に際しては、原則として株主総会の決議を必要とすることにより、株主の皆様のご意思を確認させて頂きます。また、株主の皆様のご意思を尊重する観点から、本プランの導入に関する承認議案を本定時株主総会に付議することと致します。

(b) 本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、大規模買付者が現れた際に大規模買付者に事前の情報提供を求め、株主の皆様が適切な判断をするために十分な情報と時間を確保した上で、当社経営陣が代替案等を提示し、交渉等を行うことにより、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の最大化の観点から大規模買付者の買収提案を検討した上で、必要な場合において株主の皆様のご意思を確認するための手続を定めております(下記「(3) 本プランの内容」をご参照下さい)。

(c) 取得条項付新株予約権無償割当ての利用

() 本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等の大規模買付行為が行われた場合には、当社は、原則として、独立委員会の勧告に基づき、大規模買付者による権利行使は認められないとの行使条件の付された取得条項付新株予約権(以下「本新株予約権」といいます)を、当社取締役会が定める割当基準日における全ての当社の株主(当社自身を除きます)の皆様に対して、新株予約権の無償割当ての方法によって割り当てます。また、

() 対抗措置の発動につき株主総会が承認した場合においても、同様に、かかる本新株予約権を当社の株主の皆様に対して割り当てます。

本プランの発動時における上記本新株予約権の無償割当ては、下記(3)の手順に従って行います。なお、具体的な状況により、法令及び当社定款で認められたその他の対抗措置を用いることが適切と認められた場合には、当社は、独立委員会の勧告に基づき、(必要な場合には、株主総会の承認を経て、)その他の対抗措置を必要かつ相当な範囲で講じることもあります。

本新株予約権には、その取得の対価として、大規模買付者以外の株主の皆様には当社普通株式を、大規模買付者には、判例等に照らして相当であって、当社が適当と認める場合に、現金、債券、社債若しくは新株予約権付社債その他の財産、又は本新株予約権に代わる新たな新株予約権(場合によりこれらの全部又は一部を当社普通株式に代えることもあり得ます)を、それぞれ交付するという内容の取得条項を付することがあります。これにより、対抗措置の相当性の観点から適切と考えられる場合には、大規模買付者の経済的利益の毀損をできる限り防止すると共に、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の最大化を図ることができるものと考えております。

(d) 独立委員会の設置

当社は、本プランに基づく手続の進行や対抗措置発動の是非等に関する取締役会の恣意的判断を排するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役及び社外監査役(それらの補欠者を含みます)並びに弁護士、公認会計士その他の社外有識者の中から選ばれた3名以上から構成される独立委員会(以下「独立委員会」といいます)を取締役会の諮問機関として設置し、同委員会が、大規模買付者の認定、本プランに従った対抗措置の発動又は不発動等の判断、対抗措置発動の場合における留意事項や内容等に関して客観的な検討を行って、取締役会に対して勧告を行うと共に、株主の皆様には、適宜必要な情報を開示して、透明性を確保することとしております。すなわち、下記(3)の対応が必要な局面において、独立委員会が招集されることとなります。

(e) 監査役による本プランの運用プロセスの監督

当社は、本プランの運用プロセスにおいては、当社監査役が、取締役会や独立委員会に対して監督機能を果たすべきことと致します。

(3) 本プランの内容

(a) 対抗措置発動の対象となる行為

大規模買付行為がなされ、又はなされようとする場合に、本プランに基づき対抗措置が発動される場合があります。

(b) 意向表明書の提出

大規模買付者は、当社取締役会が別途認めた場合を除いて、大規模買付行為の開始又は実行に先立ち、()取締役会評価期間(下記(d)に定義されます)及び当該期間における検討の結果下記(e)()に従い当社取締役会が株主総会の招集を決議した場合にはそのときからさらに同株主総会が終結するまでの待機期間(以下「待機期間」といいます)において当社株券等の買付け等を行わないこと、並びに本プランに定める手続(以下「大規模買付ルール」といいます)を遵守することを誓約する旨の大規模買付者代表者による署名又は記名捺印のなされた書面及び()当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書(以下これらを併せて「意向表明書」といいます)を、当社代表取締役社長宛てに提出して頂きます。当社代表取締役社長は、上記の意向表明書を受領した場合、直ちにこれを当社取締役会及び独立委員会に提出します。

意向表明書には、上記のほか、大規模買付者の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先、大規模買付者が現に保有する当社の株券等の種類及び数、意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社株式の取引状況(当社株式等を原資産とするデリバティブその他の金融派生商品の取引状況を含みます)及び企図されている大規模買付行為の概要等も明示して頂きます。なお、意向表明書における使用言語は日本語に限りま。

当社は、大規模買付者から意向表明書の提出があった場合、当社取締役会又は独立委員会が適切と判断する事項について、関係法令等及び金融商品取引所規則に従って直ちに株主及び投資家の皆様に対して開示致します。

(c) 大規模買付者に対する情報提供要求

当社取締役会及び独立委員会が意向表明書を受領した日から5営業日(初日不算入)以内に、大規模買付者には、当社取締役会に対して、次の から までに掲げる情報(以下「大規模買付情報」と総称します)を提供して頂きます。当社取締役会は、大規模買付情報を受領した場合、直ちにこれを独立委員会に対して提供します。

なお、当社取締役会又は独立委員会が、大規模買付者から当初提供を受けた情報だけでは、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することや、当社取締役会及び独立委員会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見を形成して(以下「意見形成」といいます)、又は代替案を立案して(以下「代替案立案」といいます)、株主の皆様に対して適切に提示することが困難であると判断した場合には、合理的な期間の提出期限を定めた上で、株主の皆様による適切な判断並びに当社取締役会及び独立委員会による意見形成及び代替案立案のために必要な追加情報の提供を、随時大規模買付者に対して要求することができるものとします。

また、当社取締役会又は独立委員会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、当社は、関係法令等及び金融商品取引所規則に従って直ちにその旨を株主及び投資家の皆様に対して開示します。さらに、当社は、当社取締役会又は独立委員会の決定に従い、大規模買付情報の受領後の適切な時期に、大規模買付情報のうち当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断するために必要と認められる情報を、関係法令等及び金融商品取引所規則に従って、株主及び投資家の皆様に対して開示します。

大規模買付者及びそのグループ会社等(主要な株主又は出資者(直接・間接を問いません。以下同じ)及び重要な子会社・関連会社を含み、大規模買付者がファンド又はその出資に係る事業体である場合は主要な組合員、出資者その他の構成員並びに業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じ)の概要(具体的名称、資本構成、出資割合、財務内容及び過去10年以内における法令違反行為の有無(及びそれが存する場合にはその概要)並びにその役員の氏名、略歴及び過去における法令違反行為の有無(及びそれが存する場合にはその概要)を含みます)

大規模買付者及びそのグループ会社等による、当社株券等の保有状況、当社株券等又は当社若しくは当社グループの事業に関連する資産を原資産とするデリバティブその他の金融派生商品の保有状況及び契約状況、並びに当社株券等の貸株及び空売り等の状況

大規模買付行為の目的、方法及び内容(大規模買付行為の対象となる当社株券等の種類及び数、大規模買付行為の対価の種類及び価額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為及び関連する取引の実現可能性(大規模買付行為を一定の条件に係らしめている場合には当該条件の内容)、並びに大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出して頂きます

す）

大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等をいいます）を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じ）の有無及びかかる意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容

大規模買付行為に係る買付け等の対価の算定根拠及びその算定経緯（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定機関に関する情報、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びディスシナジーの額及びその算定根拠を含みます）

大規模買付行為に係る買付け等の資金の裏付け（当該資金の提供者（実質的提供者（直接・間接を問いません）を含みます）の具体的な名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件及び資金提供後の誓約事項の有無及び内容並びに関連する具体的取引の内容を含みます）

大規模買付行為の完了後に意図されている当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策等（大規模買付行為完了後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます）その他大規模買付行為完了後における当社グループの役員、従業員、取引先、顧客、当社施設等が所在する地方公共団体その他の当社に係る利害関係者の処遇方針

大規模買付行為に適用される可能性のある私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得の蓋然性（なお、これらの事項につきましては、資格を有する弁護士による意見書を併せて提出して頂きます）

反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接・間接を問いません）及びこれらに対する対処方針
当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断し、不備のない適式な意向表明書を当社取締役会及び独立委員会を受領した日から原則として5営業日（初日不算入）以内に書面により大規模買付者に対して要求した情報

なお、以上の情報は全て日本語にてご提供頂くものとします。

(d) 取締役会及び独立委員会による検討等

当社取締役会及び独立委員会は、大規模買付者が開示した大規模買付行為の内容に応じた下記又はの期間（大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会又は独立委員会が判断した旨を当社が関係法令等及び金融商品取引所の規則に従って開示した日から起算されるものと致します）を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます）として設定致します。

なお、かかる取締役会評価期間は、当社における事業内容の評価・検討の困難さや、意見形成、代替案立案等の難易度などを勘案して設定されたものです。

対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合：60日間（初日不算入）

上記を除く大規模買付行為が行われる場合：90日間（初日不算入）

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、大規模買付者から提供された大規模買付情報に基づき、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者の大規模買付行為に関する提案等の評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うものと致します。

その際、当社取締役会は、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得るものと致します。なお、かかる助言を得るに際し要した費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

また、独立委員会も上記と並行して大規模買付者からの提案等の評価及び検討等を行いますが、独立委員会がかかる評価及び検討等を行うに当たっては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ることができるものと致します。なお、かかる助言を得るに際し要した費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものと致します。

独立委員会が取締役会評価期間内に下記(e)記載の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動若しくは不発動の決議又は株主総会の招集の決議に至らないことにつき、やむを得ない事情がある場合において、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間（初日不算入）延長することができるものと致します（なお、更なる期間の延長を行う場合においても同様と致します）。

当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を関係法令等及び金融商品取引所規則に従って、直ちに株主及び投資家の皆様に対して開示致します。

(e) 独立委員会の勧告及び当社取締役会による決議

() 大規模買付ルールが遵守されなかった場合

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールに従うことなく当社株券等の大規模買付行為を開始したものと認める場合には、引き続き大規模買付情報の提出を求めて大規模買付者と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等の下記(h)で定める所要の対抗措置を発動することを勧告できるものと致します。かかる勧告がなされた場合、当社は、独立委員会の意見及びその意見の理由並びにその他適切と認められる情報を、関係法令等及び金融商品取引所規則に従って直ちに株主及び投資家の皆様に対して開示します。

この場合、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、独立委員会の上記勧告を最大限尊重の上、本新株予約権の無償割当て等の下記(h)で定める所要の対抗措置を発動することと致します。

なお、独立委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告した後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動の中止その他の勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとします。かかる再勧告が行われた場合も、当社は、独立委員会の意見及びその意見の理由並びにその他適切と認められる情報を、関係法令等及び金融商品取引所規則に従って直ちに株主及び投資家の皆様に対して開示します。

この場合、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、独立委員会の上記勧告を最大限尊重の上、対抗措置の発動の中止その他を決定することと致します。

() 大規模買付ルールが遵守された場合

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守し、大規模買付者による大規模買付行為ないしその提案内容の検討と、大規模買付者との協議・交渉等の結果、同委員会の現任委員の全員一致によって、大規模買付者が総体として次の(ア)から(サ)までのいずれかの事情を有していると認められる者に該当しないと判断した場合には、取締役会評価期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等の対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行います。

- (ア) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買収を行っている場合(いわゆるグリーンメイラー)ないし当社株券等の取得目的が主として短期の利鞘の稼得にある場合
- (イ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移譲させることにある場合
- (ウ) 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として不当に流用する予定で、当社株券等の取得を行っている場合
- (エ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券などの高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする点にある場合
- (オ) 当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることもなく、当社の株式を取得後、様々な策を弄して、もっぱら短中期的に当社の株式を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得しようとし、最終的には当社の資産処分まで視野に入れてひたすら自らの利益を追求しようとするものである場合
- (カ) 大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件(買付対価の種類、価額及びその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含みますがこれらに限りません)が、当社の企業価値に照らして不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- (キ) 大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買付け(第一段階の買付けで当社株券等の全てを買い付けられない場合の、二段階目の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、又は上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で株券等の買付けを行い、株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するもの)、部分的公開買付け(当社株券等の全てではなく、その一部のみを対象とする公開買付け)などに代表される、構造上株主の皆様への判断の機会又は自由を制約するような強圧的な方法による買収である場合
- (ク) 大規模買付者による支配権取得により、株主の皆様はもとより、顧客、従業員その他の当社の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の著しい毀損が予想されたり、当社の企業価値の確保及び向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合、又は大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合
- (ケ) 大規模買付者による支配権取得の事実それ自体が、当社の重要な取引先を喪失させる等、当社の企業価値を著しく毀損するものである場合
- (コ) 大規模買付者の経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- (サ) その他(ア)から(コ)までのいずれかに準じる場合で、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を著しく損なうと判断される場合

但し、独立委員会は、一旦対抗措置の不発動の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、当該勧告を撤回して、再度異なる勧告をすることができます。

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記()に準じるものとします。

本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置について、独立委員会から不発動の勧告がなされた場合には、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、当該勧告に従って、本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を発動しない旨の決議を行うものと致します。

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守し、大規模買付者による大規模買付行為ないしその提案内容の検討、大規模買付者との協議・交渉等の結果、同委員会がその現任委員の全員一致により上記 所定の対抗措置不発動の勧告を行うべき旨の判断に至らなかった場合には、本新株予約権の無償割当ての実施及びその取得条項の発動その他の対抗措置の発動につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告するものと致します。

その場合、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当てを行うこと及びその取得条項の発動その他の対抗措置の発動についての承認を議案とする株主総会の招集手続を速やかに実施するものと致します。

その際、当社取締役会は、大規模買付情報の概要、意向表明書に関する当社取締役会の意見及び独立委員会の勧告等の内容その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに関係法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示致します。

なお、株主総会開催の前提として、当社取締役会は、大規模買付者から十分な情報を受領後速やかに、当該株主総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日(以下「承認総会議決権基準日」といいます)を定め、当該基準日の2週間前までに公告を行うものと致します。当該株主総会において議決権を行使することのできる株主は、承認総会議決権基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様と致します。

当該株主総会の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の皆様が議決権の過半数によって決するものと致します。当該株主総会の結果は、その決議後速やかに開示するものと致します。

独立委員会は、当社取締役会に対して、上記のほか、必要な内容の勧告や一定の法令等で許容されている場合における対抗措置の廃止等の決定等を行うことができるものとします。

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記()に準じるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、独立委員会の勧告(上記(e)()に基づく対抗措置発動の勧告又は上記(e)()に基づく対抗措置不発動の勧告)を最大限尊重し、又は上記株主総会の決議に従って、本新株予約権の無償割当て及びその取得条項の発動その他の対抗措置の発動又は不発動に関する会社法上の機関としての決議を、本プラン所定の手続に従って遅滞なく行うものと致します。

当社取締役会は、上記決議を行った場合には、上記決議の概要とその他当社取締役会が適切と判断する事項について、関係法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示致します。

なお、大規模買付者は、当社取締役会が本プラン所定の手続に従って(すなわち、独立委員会の上記(e)()に基づく対抗措置不発動の勧告に基づき、又は上記(e)()に基づく株主総会における対抗措置発動の決議が得られなかったことを受けて)本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を発動しない旨の決議を行った後でなければ、大規模買付行為を実行してはならないものとさせていただきます。

(g) 大規模買付情報の変更

上記(c)の定めに従い、当社が大規模買付情報の提供が完了したと判断した旨開示した後、当社取締役会又は独立委員会が、大規模買付者によって当該大規模買付情報につき重要な変更がなされたと判断した場合には、その旨及びその理由並びにその他適切と認められる情報を、関係法令等及び金融商品取引所規則に従って直ちに株主及び投資家の皆様に対して開示することにより、従前の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為(以下「変更前大規模買付行為」といいます)について進めてきた本プランに基づく手続は中止され、変更後の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為を変更前大規模買付行為とは別個の大規模買付行為として取り扱うことで、本プランに基づく手続が改めて適用されるものとします。

(h) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、原則として、本新株予約権の無償割当てによるものと致します。但し、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることもあるものと致します。

大規模買付行為に対する対抗措置として本新株予約権の無償割当てをする場合の概要は、「第一部 証券情報 第1 募集要項」に記載のとおりですが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、()例外事由該当者による権利行使は認められないとの条件や、()新株予約権者が例外事由該当者に当たるか否かにより異なる対価で当社がその本新株予約権を取得できる旨を定めた取得条項(具体的には、例外事由該当者以外の新株予約権者が保有する本新株予約権については、これを当社がその普通株式と引換えに取得する一方、例外事由該当者に該当する新株予約権者が保有する本新株予約権については、判例等に照らして相当であって、当社が適当と認める場合には、これを現金、債券、社債若しくは新株予約権付社債その他の財産、又は本新株予約権に代わる新たな新株予約権(場合によりこれらの全部又は一部を当社普通株式に代えることもあり得ます)と引換えに取得することができる旨を定めた条項)、又は()当社が本新株予約権の一部を取得するときに、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項など、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果やその対抗措置としての相当性を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

なお、本新株予約権の無償割当ての割当基準日は、上記(a)の柱書所定の事由又は大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為が開始された日以後の日となりますので、いわゆる平時において本新株予約権の無償割当てが実施されることはありません。また、当社取締役会が割当基準日を定めるに当たっては、原則として上記(e)() 所定の株主総会の会日の後の日とすることとし、関係機関と協議の上、株主の皆様の不測の損害が及ばないように配慮して、これを決定することと致します。

(4) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランは、本定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られた場合には、その有効期間は、本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までと致します。但し、かかる有効期間前であっても、()当社取締役会若しくは当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合又は()独立委員会が全員一致で本プランを廃止する旨決議した場合には、本プランはその時点で廃止されるものと致します。よって、本プランは、株主の皆様のご意向に従い、随時これを廃止させることが可能です。

本プランについては、本年以降、必要に応じて、当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会において、その継続、廃止又は変更の是非につき検討を行い、必要な場合には所要の決議を行います。

また、当社取締役会は、企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から、本プランの全体的な趣旨に反しない範囲であって、かつ、法令等及び金融商品取引所規則の改正若しくはこれらの解釈・運用の変更、又は税制ないし裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、独立委員会の現任委員の過半数の同意による承認を得た上で、本プランを株主総会の承認の範囲内で修正し又は変更する場合があります。

本プランの廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会又は独立委員会が適切と認める事項について、関係法令等及び金融商品取引所規則に従って直ちに株主及び投資家の皆様に対して開示します。

2. 本プランの合理性

(1) 政府指針、金融商品取引所の諸規則に則っていること

本プランは、会社法を始めとする企業法制、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（以下「政府指針」といいます）の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しております。また、本プランは、東京証券取引所が平成18年3月7日に発表した「買収防衛策の導入に係る上場制度の整備等に伴う株券上場審査基準等の一部改正について」及び同取引所の諸規則等に則り、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度な合理性を有するものです。

本プランは、株主の皆様様の権利内容やその行使、当社株式の市場への影響等について十分な検討を重ねて整備したものです。当社は、その運用にあたって慎重に配慮して参ります。

(2) 企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上

本プランは、上記1.(1)記載のとおり、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

(3) 事前の開示

当社は、株主及び投資家の皆様及び大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。

また、当社は今後も、関係法令等及び金融商品取引所規則に従って必要に応じて適時適切な開示を行います。

(4) 対抗措置の発動に際して原則として株主の皆様のご意思を確認するプランであること

本プランは、大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為が開始された状況下で独立委員会が本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動を勧告する場合、及び独立委員会がかかる対抗措置の不発動の勧告をする場合を除き、大規模買付者による大規模買付行為に対する本新株予約権の無償割当て等の対抗措置発動の是非について株主総会を開催することによって、株主の皆様のご意思を直接確認することを内容としております。

本プランは、このように、株主の皆様のご意思を確認した上で対抗措置を発動するものであるため、本プランの導入に際して株主総会の承認を得ることは必ずしも必要ではないと考えております。しかしながら、当社取締役会は、株主の皆様のご意思を尊重する観点から、本定時株主総会において本プランの導入につき株主の皆様への賛否を問い、本プランの導入が否決された場合には本プランを廃止することとしております。

(5) 本プランが1回の株主総会決議を通じて廃止可能であること

当社取締役の任期は1年であり、1回の株主総会における通常決議による取締役の選解任を通じた取締役会の決議又は株主総会における本プラン廃止の通常決議により本プランを廃止することが可能です。この点においても株主の皆様のご意思が反映されることとなっております。

(6) 独立委員会の判断の重視

本プランの必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のために本プランが濫用されることを防止するために、独立委員会を設置し、本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動又は不発動等について、当社の業務執行を行わず独立性を有している社外役員及び外部有識者から構成される独立委員会が勧告を行うこととしております。

そして、本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置について、独立委員会から不発動の勧告がなされた場合には、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、当該勧告に従って、本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を発動しない旨の決議を行うものとされております。

(7) ガイドラインの設定

当社は、本プランに係る各手続において当社取締役会による恣意的な判断や処理がなされることを防止し、また、手続の透明性を確保すべく、客観的な要件を織り込んだ内部基準として、ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます）を設けています。本ガイドラインの制定により、対抗措置の発動、不発動又は中止に関する判断の際に拠るべき基準が客観性・透明性の高いものとなり、本プランにつき十分な予測可能性が付与されることとなります。

(8) デッドハンド型買収防衛策又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、上記(5)記載のとおり、当社の株主総会又は株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によっていつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお発動を阻止できない買収防衛策）又はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

3. 株主の皆様等への影響

(1) 本プラン導入時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の無償割当ては行われません。したがって、本プランがその導入時に株主及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 取締役会評価期間中に株主及び投資家の皆様にご与える影響

取締役会評価期間における事前対応において、当社が大規模買付者から提供を受け、また自ら収集した資料等及びこれらに基づく当社の意見ないし判断については、必要かつ適切な範囲で株主及び投資家の皆様に適宜開示致します。さらに、当社による代替案がある場合には、これを提示することと致します。当社は、事前対応を、株主及び投資家の皆様のご判断のために必要となる重要な情報開示の機会ととらえております。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴い株主及び投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会は、本プランに基づき、企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的として大規模買付行為に対する対抗措置を発動することがありますが、本プランにおいて想定されている対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においては、当社の株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、対抗措置が発動された場合、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。

但し、例外事由該当者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利及び経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

また、対抗措置として本新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合であって、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主の皆様が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し、又は無償割当てがなされた本新株予約権を無償で取得する場合には、結果として当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

当社と致しましては、本プランに基づき対抗措置を発動するに際しては、関係法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示を行うとともに、株主及び投資家の皆様に不測の損害又は不利益が生じないよう十分に配慮し、適切に対処致します。

本新株予約権の無償割当ての手続や、無償割当てがなされた本新株予約権の行使及びその取得について、株主の皆様に関わる手続は、次のとおりです。なお、手続の詳細につきましては、実際に手続が必要となった際に、関係法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示を行いますので、当該内容をご確認下さい。

(a) 本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合、当社は、本新株予約権の割当てのための基準日を定め、法令及び当社定款に従い、これを公告致します。この場合、基準日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その所有する当社株式数に応じて本新株予約権が無償にて割り当てられます。

なお、株主割当ての方法により本新株予約権の発行が行われる場合には、別途当社取締役会決議で定める募集新株予約権の引受けの申込みの期日までに、申込書を申込取扱場所に提出することにより、募集新株予約権の引受けの申込みをすることが必要となります（当該申込みの期日までに申込みがなされない場合には、当該株主は、本新株予約権の割当てを受ける権利を失い、本新株予約権を引き受けることができなくなります）。

これに対して、本新株予約権の無償割当てが行われる場合には、上記のような申込みの手続は不要となり、基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日に、当然に新株予約権者となります。

(b) 本新株予約権の行使手続

当社は、基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書（当社所定の書式によるものとし、株主の皆様ご自身が例外事由該当事者ではないこと等を誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を含むことがあります）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。株主の皆様におかれましては、本新株予約権 1 個当たり 1 円を払込取扱場所に払い込むとともに、当社取締役会が別途定める本新株予約権の行使期間内にこれらの必要書類を提出することにより、1 個の本新株予約権につき 1 株の当社普通株式が発行されることとなります。但し、例外事由該当事者は、当該新株予約権を行使できない場合があります。

(c) 当社による本新株予約権の取得手続

割り当てられた本新株予約権に取得条項を付した場合、当社は、法定の手続に従い、当該取得事由の発生をもって、本新株予約権を取得することがあります。この場合には、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることとなります（なお、この場合、株主の皆様には、別途、本人確認のための書類、当社普通株式の振替を行うための口座に関する情報を記載した書類のほか、株主の皆様ご自身が例外事由該当事者ではないこと等を誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を記載した書面をご提出頂くことがあります）。但し、例外事由該当事者については、その有する本新株予約権が取得の対象とならない、又は、判例等に照らして相当である場合には、その有する本新株予約権の取得の対価として交付される財産の種類が他の株主の皆様と異なり、現金、債券、社債若しくは新株予約権付社債その他の財産、又は本新株予約権に代わる新たな新株予約権（場合によりこれらの全部又は一部を当社普通株式をもって代えることもあります）が交付されることがあります。例外事由該当事者に本新株予約権の取得の対価として交付される財産の種類が他の株主の皆様と異なり現金となる場合には、他の株主の皆様の議決権は希釈化されない一方、他の株主の皆様が現金を受けとることはできないこととなります。

以上

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照することとします。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第73期（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）平成25年6月26日に近畿財務局長に提出。

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第74期第1四半期（自平成25年4月1日 至平成25年6月30日）平成25年8月13日に近畿財務局長に提出。

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（平成25年8月30日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月27日に近畿財務局長に提出。

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（平成25年8月30日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成25年8月30日に近畿財務局長に提出。

5【訂正報告書】

訂正報告書（上記3の臨時報告書の訂正報告書）を平成25年7月26日に近畿財務局長に提出。

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書（第73期事業年度）及び四半期報告書（第74期第1四半期）（以下「有価証券報告書等」といいます）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本発行登録書提出日（平成25年8月30日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本発行登録書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

鴻池運輸株式会社 本店
（大阪市中央区備後町二丁目6番8号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第三部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。